



JAPAN LEGAL UPDATE

Finance

金融商品取引法改正 ～フェア・ディスクロージャー・ルールの導入～

平成 29 年 5 月 17 日、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正金商法」といいます。）が成立し、同月 24 日、公布されました。改正金商法は、公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

改正金商法により、上場会社が公表前の重要な情報を投資家又は証券会社等に提供した場合、当該上場会社は、①意図的な伝達の場合は、同時に、②意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表することが義務付けられます（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール）。

フェア・ディスクロージャー・ルールは、上場会社における情報管理のあり方に影響を与えるのみでなく、当該ルールにより上場会社による公平な情報開示が実現されることとなるため、投資家等に対しても影響を与えることとなります。

また、改正金商法においては、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に加え、株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入や金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化等の改正も行われています。

Finance

銀行法改正 ～フィンテック業務に関する規制を導入～

平成 29 年 5 月 26 日、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正銀行法」といいます。）が成立し、同年 6 月 2 日、公布されました。

改正銀行法は、フィンテックの動きが世界的規模で加速しているなか、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備するものです。具体的には、電子決済等

代行業者（フィンテック企業）に対し登録制を導入するとともに、金融機関に対し、当該金融機関のシステムへの接続方式の開放（オープン API）を努力義務として課すことなどを内容とするものです。

改正銀行法は、公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが、一部の義務（電子決済等代行業者と金融機関の契約締結、オープン API の体制整備）は最長 2 年間の経過措置があります。

Finance

不動産特定共同事業法改正 ～適格特例投資家限定事業の創設～

平成 29 年 5 月 26 日、不動産特定事業法の一部を改正する法律（以下「改正不特法」といいます。）が成立し、同年 6 月 2 日、公布されました。改正不特法は、公布日から 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

改正不特法においては、銀行、信託会社、その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有するとされる特例投資家（パブリックコメントによれば一定要件を満たす外国法人も含まれ得ます。）のうち、不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家として定義した上（正確な定義は、改正不特法の施行規則により定められます。）、適格特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業のみを行う者は、許可を得ることなく、届出のみにより事業を行うことができることになりました。

新たに不動産特定共同事業の実施に簡易な手続が導入されたことで、これまで信託受益権化や域外適用の余地を検討せざるを得なかった案件においても、不動産特定共同事業の実施を前提とした機動的なストラクチャリングが可能となります。しかしながら、具体的な案件において、届出のみで実施できる対象事業に該当するかどうかについては、慎重な判断が必要です。

General

民法の一部を改正する法律の成立 平成 29 年 5 月 26 日、民法の一部を改正する法律が成立し、同年 6 月 2 日、公布されました。同法の概要については、[2017年5月号](#)をご参照ください。

General

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の成立 平成 29 年 5 月 17 日、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律が成立し、同月 24 日、公布されました。同法の概要については、[2017年4月号](#)をご参照ください。